

2006年度協約改訂第3回団体交渉を開催！

会社は、業務委員会の確認事項を実施していないのに

**「労使間において確認した事項については
確実に実施している」とウソの回答！**

白を黒と言いくるめることは許さない！

本部は9月5日、2006年度協約改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は、J R 東海労の要求55項目のうち、「I. 労働協約・協定締結と基本的な労使関係の確立について」議論しました。

主なやりとりは次の通りですが、会社は業務委員会の確認事項を実施していないにもかかわらず、「労使間において確認した事項については確実に実施している」と、職場内における勤務時間外、休憩時間内の正当な組合活動への介入を行っているにもかかわらず、「一切行っていない」と、ウソの回答を繰り返しました。また、地方や職場で発生している問題点を具体的に明らかにしても、「個別の問題は議論しない」と不誠実な態度を示しました。

【協約の締結】

組合：現在、J R 東海労とJ R 東海の間では労使関係の部分だけで基本協約の締結には至っていないが、基本協約を結ばない会社の理由は何か。

会社：運輸系統社員の運用変更について、東海労が妥結していないことである。

組合：社員運用の変更については、現時点で妥結する考えはないが、社員運用の変更を除いて、個別の協定を一つ一つ積み上げるべきだ。

会社：そういう考えはない。

【組合事務所、会議室の便宜供与】

組合：本部、新幹線地本、三重地区に組合事務所を便宜供与すること。

会社：本部、新幹線地本については場所の確保が困難である。三重地区についての設置は全く考えていない。

組合：約10年同じ回答である。本当に場所を探しているのか。便宜供与する気があるのか。

会社：探している。場所がない。

組合：会議室の使用を申し込んでも、会社は貸さない。貸すつもりがあるのか。

会社：業務で使用しているので貸せない。

組合：使用している場所を貸せとはいっていない。他の場所がある。

会社：会社が適切に判断している。

【労使協議の確認事項】

組合：業務委員会などで労使協議で確認した事項が反故にされている。必ず履行すること。

会社：労使間において確認した事項については確実に実施している。

組合：実施されていないから、申し入れている。静岡の御殿場駅の車掌の現車訓練が行われなかった。

会社：個別の話はしない。確認事項は実施している。

【掲示物の一方的撤去】

組合：「労働協約違反」というだけで具体的理由を一切明らかにせず、組合掲示物を一方的に撤去している。労働協約違反と主張するのであれば労使で協議すべきである。

会社：掲示内容が協約に違反していると会社が判断した掲示物については、掲出を禁止するのは当然の措置である。「どこが労働協約に違反しているのか説明しなければならない」とは、労働協約のどこにも書いていない。

【正当な組合活動への介入】

組合：職場内における勤務時間外、休憩時間内の正当な組合活動への介入はやめること。

会社：一切行っていない。

組合：大阪第二車両所でのビラまきで行っている。また、東京第一車両所、東京第二車両所ではボーナスカットの抗議に対して、介入し、処分を行っている。

会社：介入は行っていない。

【苦情処理の却下】

組合：組合員が苦情申告を行い、会社が一方的に却下しているのが約320件ある。申告された苦情については、すべて会議を開催すること。

会社：苦情処理申告については、協約に基づき事前審理を経て取り扱いを決定しており、一方的に却下していない。

組合：幹事間の事前審理も、会社側幹事の意見が優先され、組合側幹事の意見は取り入れていない。

会社：協約に基づいて行っている。

次回は9月7日、「運輸系統社員の運用の変更等の見直し、改善について」で議論します。

以 上